

東吳大學 114 學年度碩士班招生考試試題

第 1 頁，共 3 頁

系級	法律學系碩士班 F 組(財稅法)	考試時間	100 分鐘
科目	法學日文	本科總分	100 分

※一律作答於答案卷上(題上作答不予計分)；並務必標明題號，依序作答。

請將以下判決理由內容翻譯成中文(100 分)

被控訴人 B 及び同 C が「単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合」に当たるか

(1) 所得税法 12 条は、租税負担の公平を図るため、資産から生ずる収益の帰属について、名義又は形式とその実質が異なる場合には、当該資産の名義又は形式にかかわらず、当該資産の真実の所有者に帰属させようとした趣旨と解される。そして、所得税基本通達 12-1 が「法第 12 条の適用上、資産から生ずる収益を享受する者がだれであるかは、その収益の基因となる資産の真実の権利者がだれであるかにより判定すべきである。」と規定しているのもこれと同じ趣旨と解され、合理的なものと解すべきである。

(2) 不動産所得である本件各土地の駐車場収入は、本件各土地の使用の対価として受けるべき金銭という法定果実であり（民法 88 条 2 項）、駐車場賃貸事業を営む者の役務提供の対価ではないから、所有権者がその果実収取権を第三者に付与しない限り、元来所有権者に帰属すべきものである。

東吳大學 114 學年度碩士班招生考試試題

第 2 頁，共 3 頁

系級	法律學系碩士班 F 組(財稅法)	考試時間	100 分鐘
科目	法學日文	本科總分	100 分

そして、本件で被控訴人 B 及び同 C が本件各土地の法定果実を収取できる根拠は使用借権（民法 593 条）であるが、使用借主は、その無償性から、本来使用貸主の承諾を得ない限り、法定果実収取権を有しないところ（同法 594 条 2 項）、本件においては、既に本件各土地の所有権に基づき駐車場賃貸事業を営んで賃料収入を取得していた A が、子である被控訴人 B 及び同 C に本件各土地を使用貸借し、法定果実の収取を承諾して、その事業を前記被控訴人らに承継させたというのであるから、本件各取引は、A が本件各土地の所有権の帰属を変えないまま、何らの対価も得ることなく、そこから生じる法定果実の帰属を子である前記被控訴人らに移転させたものと評価できる。しかも、使用貸借における転貸の承諾、すなわち法定果実収取権の付与は、その無償性から、その承諾を撤回し、将来に向かって付与しないことができると考えられることからすると、そもそも A から使用貸借に基づく法定果実収取権を付与されたことで、当然に実質的にも本件各土地からの収益を享受する者と断ずることはできないというべきである。

さらに本件各取引がなされた経緯についてみると、前記認定事実によれば、被控訴人 B は、本件税理士法人に A の相続にかかる相続税対策について相談し、被控訴人 B 及び同 C が A の財産を相続する際、相続税の

東吳大學 114 學年度碩士班招生考試試題

第 3 頁，共 3 頁

系級	法律學系碩士班 F 組(財稅法)	考試時間	100 分鐘
科目	法學日文	本科總分	100 分

納付のために遺産（不動産）の売却を余儀なくされるような事態を避けるため、A 及び被控訴人 C らに対してもその趣旨を説明の上、本件各使用貸借契約を含む本件各取引を締結して、A が従前から営んでいた賃料収入の蓄積による同人名義の将来の遺産の増加を抑制することを企図するとともに、当面の所得税の節税をも企図したものであることが認められる。

そして、本件各取引の結果、A から本件各使用貸借に基づく法定果実收取権を付与され、本件各土地上で駐車場賃貸事業を営むことになった被控訴人 B 及び同 C は、本件各取引等に関し、特段の出捐をしたとは認めるに足りないし、A が管理業務を有償で委任していた管理会社に引き続き同業務を有償で委任したことにより、その管理に必要な役務を提供したとも認めるに足りない。しかも、A は、本件各土地以外にも、同人らに対し、自己所有の土地建物に無償で居住させた上、その固定資産税も A が負担するなどして、それらの不動産の使用収益の利益を付与していたことも、本件各取引に基づく本件各土地に関する法定果実收取権の付与と同質のものであって、それらによって同人らが A から親族間の情誼により相当の援助を受けていた関係にあったというべきである。